

# 税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号  
 新大阪NKビル601号  
 TEL (06) 6885-3990  
 FAX (06) 6885-3991  
 URL <http://www.ep-support.com/>  
 E-mail [support@ep-support.co.jp](mailto:support@ep-support.co.jp)

## ヒント

### 楽観主義

ユダヤ人億万長者に学ぶ不屈の成功法則（サンマーク出版）の著者ウェイン・アリン・ルートはいう。成功者はエネルギーと情熱にあふれているが、優良企業経営者は楽観主義者で8割は筋金入りの楽道家。楽観主義に徹している人は失敗や拒絶を経験しても諦めず、落ち込まず、柔軟性があるから、軌道修正をするのも早い。楽観主義に徹して不屈の闘志に燃えている人は、目標を達成するために必要なことはなんでもする。それこそが逆転勝利の秘訣である。私は、誰に対しても、何に対しても、返事は常に「イエス」。「ノー」と言ってしまうと、いいことはひとつも起こらないからだ。いいことは「イエス」からはじまる。

## ヒント

## 税務 ミニガイド

国税庁によると、平成28年度の再調査の請求（改正前の異議申立て）の件数は1674件（前年度より47.5%減）です。納税者の主張が何らかの形で受け入れられた件数は123件（一部認容は100件、全部認容23件）で、その割合は6.8%となっています。



桐池高原(長野)

松浦和夫/オアシス



## 永年勤続記念品等と 創業記念品等

税制改正要綱 平成27年度分 国税庁

### □福利厚生施策による経済的利益

福利厚生施策により役員や使用人が受ける経済的利益については、一定の範囲で課税しなくて差し支えないとする取扱いがありますが、ここではその中から永年勤続記念品等と創業記念品等について確認しましょう。

### □永年勤続記念品等

永年勤続者の表彰にともない記念品等を支給する場合の経済的利益については、「使用者が永年勤続した役員又は使用人の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品を支給することによりその役員又は使用人が受ける利益で、次に掲げるいずれにも該当するものについては、課税しなくて差し支えない」とされています。

- ①その利益の額が、その役員又は使用人の勤続期間等に照らし、社会通念上相当と認められること
- ②その表彰が、おおむね10年以上の勤続年数の者を対象とし、かつ、2回以上表彰を受ける者については、おおむね5年以上の間隔をおいて行われるものであること

### □現金・旅行券支給の場合

記念品に代えて現金を支給する場合には、所得税の課税対象となり、源泉徴収も必要となります。現金そのものではなくても、商品券などは現金と同様に取り扱われることとなりますので、旅行券の場合についても、何ら条件も付けずにただ旅行券を支給する場合には、商品券に準じて課税対象になると考えられます。

しかしながら、旅行にのみ使用することを前提として、次のように支給した旅行券の使用状況をきちんと管理している場合には、原則として課税されないこととされています。

- ①旅行の実施は、旅行券支給後1年以内とする。
- ②旅行券を使用して、旅行を実施した場合には、所定の報告書に一定の事項(旅行日・旅行先・旅行社等への支払額等)を記載して、これに

## 話の夕べ

○この時期、街中に馥郁たる甘い香りを漂わせる中国原産の木犀は雌雄異花の樹木ですが、日本には雄株しかなく実は付けません。中国名は金木犀が丹桂、銀木犀が桂花。花の咲く時期は金木犀が先で、銀木犀が後です。また、黄葉の美しいイチョウにも雌雄があり、実は美味しいが、落ちたギンナンは臭い。そこで、街路樹には臭わないように雄の木を植えています。



旅行先等を確認できる資料を添付して報告させる。

- ③1年以内に旅行券を使用しなかった場合には返還させる。

### □創業記念品等

会社が創業記念品等を支給する場合の経済的利益については、「役員又は使用人に対し創業記念、増資記念、工事完成記念または合併記念等に際し、その記念として支給する記念品で、次のいずれにも該当するものについては、課税しなくて差し支えない」とされています。

- ①その支給する記念品が社会通念上記念品としてふさわしいものであり、かつ、そのものの処分見込額が1万円以下のものであること
- ②創業〇周年記念のように一定期間ごとに到来するものについては、創業後おおむね5年以上の期間ごとであること

### □処分見込額の判定

課税の有無は、その記念品が、明らかに社会通念上記念品としてふさわしくないような場合を除いて、一般的には、記念品の処分見込額によって、判定することになります。

なお、処分見込額が1万円以下であるかどうかの判定に当たっては、消費税抜きの金額を用いることとされています。



## —平成28年分— 各確定申告の提出状況

平成28年分所得税、個人消費税、贈与税の確定申告の状況が公表されました。所得税等の確定申告書を提出したのは、2,169万人で平成23年分からはほぼ横ばいできています。

**(1)全体的な動向** 所得金額は40兆572億円となり前年比1.7%増加で申告納税額は3.1%増加で3兆621億円となっています。土地等の譲渡所得の申告人員は49万5千人で前年比1.2%増加となっています。所得金額も10%増加となり4兆4652億円となっています。

一方、株式等の譲渡所得の申告は93万2千人と前年比2.7%増加したにも拘わらず所得金額は4.7%減少の2兆6,130億円となっています。

**(2)個人事業者の消費税の申告状況** 申告件数は平成24年分からはほぼ横ばいで114万2千件となっており、一方、納税申告額は5,946億円で前年

比1.7%増加しています。

**(3)贈与税の申告状況** 申告人員は50万9千人と前年比5.4%減少で、そのなかで申告納税額のある納税人員は37万1千人、前年比3.2%減少となっています。また、申告納税額も2,252億円で前年比6.2%減少となりました。

暦年課税を適用した申告人員は、46万4千人となっており、特例税率適用者（直系尊属から20歳以上の子・孫などへの贈与の場合の軽減税率適用者）と一般税率適用者の割合は、各々50%ずつで拮抗しています。

相続税の基礎控除引下げの前年（平成26年）には暦年課税の申告納税額は一過的に大幅増加しましたが、それから2年経過して、申告人員申告納税額も落ち着きを取り戻しました。

一方、相続時精算課税を適用した申告人員は前年比9.3%減少の4万5千人でしたが、申告納税額は前年比35%増の325億円となっています。

**(4)ICTの利用割合** ICTを利用した所得税等と贈与税の提出人員は、共に前年比6%超、同時に自宅等からの提出も増加しています。

### ナマの税務相談室

**Q** 本年も残り少なくなりました。ところで、友人の甲さんが今年中に住宅を新築すべく年初から着々と実行中の仕事が、急変いたしました。

**A** そうですか？それはどういうことでしょうか。

**Q** 実は10年前に甲さんは自分の家を作るために土地を2,000万円で求め、A建築業者と今年の3月に4,200万円で新築する契約を結びました。

建物の設計及び建築確認の手続きも済み、いよいよその土地の工事に着工する直前に、その土地に建物を建てることを知った隣地に住む乙さんより、是非この建物の建築予定の土地を譲って欲しいという申し入れがありました。

**A** なるほど！お隣の人も随分思い切った申し入れをしたものですね。自分の土地の地続きの土地は倍の値段でも買えという位です

### 建築中断土地の 譲渡費用

からね。

**Q** 実は、乙さんは7,000万円で購入したいという好条件を提示して参りました。

**A** それはしかし良い条件ですね。それで結果は如何進展いたしましたか？

**Q** 本日はその件で参りました。と申しますのも、A建築業者には住宅の新築契約を結んでおり、建物の設計及びその他の手続きも完了し着工直前での工事中止であったため、建築代金の違約金として、建築請負契約の15%630万円を要求されています。その場合、この違約金は、この土地の譲渡所得の譲渡費用として処理できますか？

**A** 所得税法基本通達33の7及び33の8に今回のケースの場合の処理についての取り扱い規定があります。今回の事案はやむを得ない決断として譲渡費用として認められると思います。



## 供託と収入計上時期

**不** 不動産の賃貸借の賃料額に関して貸主と借主間で合意がならず、貸主が不合意の賃貸料の受領拒否をする場合には、借主は賃借料の弁済のために供託をします。その場合、供託金を貸主が受取るか否かに拘わらず、貸主が賃貸料収入として計上すべき時期は、契約により定められている支払日です。ただし、計上すべき額は、合意が確定している部分としての供託額です。

**そ** れに対し、不動産の賃貸借契約の存否の係争の場合には、例えば借主が賃借料の弁済のために供託をしたとしても、貸主は賃貸料そのものを拒否しているため賃貸料収入の計上をしなくても差し支えありません。それで、その係

争につき、その後判決、和解等があり、貸主が既往の期間に対応する賃貸料相当額や和解金として合意した金額（供託金を含む）を受けることとなった場合には、その計上時期は、その判決、和解等があった日となります。

**ま** た、退職年金基金を設けていた会社が、継続支払い困難として、年金額の6割カットと6割部分の年金現価の一時金支払いを通知し、支払いがなされるに際し、その受領拒否する人がいたため、法務局に供託した、というケースがありました。訴訟にもなり和解に至りましたが、この時の一時金をめぐり更に、税務署と係争になりました。審判所での裁決で、一時金は、

退職所得ではなく、一時所得で、その計上時期は供託金の受領時期ではなく、一時金支給通知の時とされました。

**も** う一つ、最近の訴訟確定事案ですが、中学教諭で東京都から平成16年に分限免職処分を受け、その際に退職手当の受領を拒否した上で、同処分を不服とする訴訟を提起した、というケースです。

**同** 訴訟は平成24年に終結し、本人は、供託されていた退職手当をその時受領し、その受領時の退職所得として還付の確定申告をしたが、税務署は、退職所得の確定は平成16年であるとして、還付申告を認めなかったため、税務訴訟となり、今年7月東京高裁でそのまま決着しました。

**平** 成16年時、退職所得の受給に関する申告書を提出していなかったようで、過剰な所得税が差し引かれたまま、気の毒ですが、時効確定です。



「柚子の香や秋もふけ行く夜の膳 荷風」

春の木の芽に対し、秋の柚子が季節の香りを代表します。松茸や秋刀魚の季節になくはならぬものです。

秋刀魚は夏に色丹島沖、9月に根室沖、10月に金華山沖、11月に銚子沖から次第に三浦沖、紀州沖におよびます。暮れも間近、そろそろ年末調整の準備です。これから忙しくなります。7日立冬、22日小雪。

小さな仕事も丁寧にとやると、やっぱり見てくれている人がいるんですね。次は少し大きな仕事が来る。

(サイエンライター 竹内薫)

## 11月の税務メモ

### (国税)

- 10月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 所得税予定納税額の減額申請
- 9月決算法人の確定申告
- 30年3月決算法人の中間(予定)申告
- 所得税予定納税額の第2期分納付
- 特別農業所得者の予定納税

10日  
15日  
30日  
〃  
〃  
〃  
(地方条例による)

### (地方税)

- 10月分個人住民税特別徴収分の納付
- 9月決算法人の確定申告
- 30年3月決算法人の中間(予定)申告
- 個人事業税の第2期分納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。